

番号	行為			主張整理	
	時刻	場所	行為内容	原告の主張	被告の主張
①	午後6時45分05秒～午後6時48分8秒	本件居室→本件取調室	入国警備官らが、原告が配布された本件石けんを本件居室の中から同室前のごみ箱に入れたことを理由として、原告の両腕を持って、原告を本件取調室へ無理に連行した行為	原告は、喘息の疾患があり、石けんのおいがつらいという正当な理由で本件石けんを居室前のごみ箱に入れたものであり、入国警備官を加害する目的で投げた事実はなく、原告が大声を出し本件居室内の壁を叩いたという事実もないため、処遇規則違反に該当する事実はない。また、入国警備官としては原告に口頭で指導すれば足りるにもかかわらず、8名もの大人数で本件居室前に駆け付け、そのうち数人が本件居室に入り、原告の両腕をもって身動きが取れないようにして無理やり連行を開始しており、入国警備官の行為は、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要と判断される限度内の措置ということではできず、違法である。	原告は、「嫌がっているんだからやめろ。」などと日本語で収容場内に響き渡るほどの大声を出しながら、本件石けんを本件居室の搬入口から入国警備官のいる方向に投げ捨て、本件居室内の壁を殴り始めたから、処遇規則7条1項4号及び8号に違反した。 原告は、入国警備官から、上記の行為について事情聴取を行うために本件取調室へ移動するよう指示されたが、これに従わず本件居室内に居座り続けたことから、入国警備官らが原告の両腕を把持して連行したのであり、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要と判断される限度内の措置であるから、違法とはいえない。
②	同上	本件居室→本件取調室	入国警備官らが、本件行為①の連行時及び本件取調室に入室した直後において、原告に対して「金を出せ。」と発言した行為	入国警備官が原告を連行しながら、原告に対して「金を出せ。」と発言したことは、強盗や恐喝に当たるものであり、違法である。	入国警備官が原告に対して「金を出せ。」と発言したことは否認する。
③	午後6時48分30秒～午後6時49分2秒	本件居室→本件取調室	入国警備官らが、本件行為①の連行時において、原告が「ディス イズ ハラスメント」(これは嫌がらせだ。）、「ディス イズ プターリティ」(これは虐待だ。)と発言していたにもかかわらず、原告に対して連行の理由を説明しなかった行為	原告は、入国警備官による連行を嫌がらせや虐待であるとしておびえていたため、入国警備官としては、どのような理由で何のために連行するのかを説明して落ち着かせることによって、連行をせざるに済ませることが可能であった。それにもかかわらず、上記の説明をしなかったことは、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要と判断される限度内の措置ということではできず、違法である。	入国警備官は、原告に対し、事情聴取を行う目的であると告げた。
④	午後6時49分3秒～午後6時57分58秒	本件取調室	入国警備官らが、原告が「痛い」、「助けて」、「ヘルプ ミー」、「アイ キャント ベイ マニー エニ モア」(私はこれ以上お金を払えない)、「アイ ベイ マニー エブリデイ エブリナイト」(私は毎日毎晩お金を払っている)、「エブリデイ ユー メイク ミー ベイ」(あなたは毎日私にお金を払わせている)等の発言を繰り返しても、金を払わなくていい等の説明を一切せずに、原告を無理に椅子に座らせて、原告の体を押さえつけ続けた行為	原告が「アイ キャント ベイ マニー エニ モア」(私はこれ以上お金を払えない)等と発言している様子からすれば、入国警備官において、原告が、入国警備官らによる金銭の支払の要求を拒んだことに対する嫌がらせとして連行されたものと認識していることが明らかであるから、入国警備官らは、原告に対して、金銭の支払を要求していない旨や、連行の理由を説明すべきだったにもかかわらず、同説明をしなかった。また、入国警備官らは、必ずしも原告を座らせる必要はないにもかかわらず、原告を座らせて無理やり押さえ続けた。したがって、入国警備官が、上記の説明をせず、原告を無理やり座らせ、押さえ続けた行為は、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要と判断される限度内の措置ということではできず、違法である。	原告は、入国警備官らによる事情聴取に応じず、興奮した状態で約8分間、「ファック ユー」等と叫び続けており、処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反した。そして、これに対する措置として原告を座らせて、その後も原告の両腕の把持を継続したことは、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要と判断される限度内の措置であるから、違法とはいえない。 入国警備官は、原告に対し、本件取調室において、事情聴取をしたいこと、金銭の話はしていないことを伝えている。
⑤	午後6時57分59秒～午後7時0分16秒	本件取調室→本件隔離室	●入国警備官らが、原告が「アイ ウィル ナット ベイ エニー ソープ フォー ワンハンドレッド ダラース」(私は石けんに100ドルを払わない)等述べていたにもかかわらず、金を払わなくて良い旨の説明を一切せず、本件取調室から本件隔離室に原告を緊急隔離した行為 ●入国警備官らが、原告に対して所持品検査をする旨の説明をせずに、突然、原告の両腕をつかんだまま着衣やポケットの中の検査を開始し、原告がおびえて「ヘンタイ」と叫んでも、引き続き同説明なしに、原告の頭部、左腕、右腕を押さえつけて所持品検査(本件所持品検査)を続けた行為	●緊急隔離について 原告が大声を出して興奮状態にあったのは、入国警備官から、なぜ連行され、両腕を把持されているかについて説明されていないからであり、入国警備官らの対応の不備に起因するから、処遇規則18条1項2号に当たらず、それにもかかわらず行われた緊急隔離は違法である。 ●本件所持品検査について 上記のとおり、原告の緊急隔離はその要件を欠く違法なものであるから、その際に行われた所持品検査も要件を欠く。また、所持品検査に先立って、金銭を支払う必要がないことや所持品検査を行うことを説明せず、原告の体を押さえつけたまま、突然に身体を両肩付近から下半身に向かってまさぐり、ポケットに突然手を入れるという態様は、原告に対して大きな嫌悪感、羞恥心及び恐怖感を与えるものであり、原告の人格を傷つけるものであるから、必要性及び相当性を欠き、入管法61条の7、処遇規則10条に基づく適法な検査ということではできず、違法である。	●緊急隔離について 入国警備官は、原告に対し、本件石けんを投げたことについて話が聞きたい旨や金銭の話はしていない旨を説明していた。それにもかかわらず、原告は、入国警備官の話に理解を示さずに、一方的に、他の被収容者を刺激して収容場内の騒擾を拡大させかねない発言を繰り返したほか、「ファック ユー」等、入国警備官を侮辱する発言を繰り返したから、隔離の要件である処遇規則18条1項2号に該当する行為をしたものである。したがって、緊急隔離は違法とはいえない。 ●本件所持品検査について 原告は、本件隔離室に移室後も、大声を出すなどで会話にならず、引き続き自傷他害行為に及ぶ可能性があることと認められたことから、同行を抑制して保安事故の発生を防止するため、原告の両腕の把持を継続した上で身体検査を実施する保安上の必要性があった。そして、所持品検査をする際に、事前の告知義務を負う旨の規定はないこと、原告の両腕を把持しなければ原告が自身の後頭部を壁に打ち付けて負傷していた可能性もあったこと、服を脱がすことまではしておらず、ポケットに手を入れたのも突然ではなかったことからすれば、本件所持品検査は、保安事故の防止の必要性に照らして合理的な範囲内のものであり、違法とはいえない。

番号	行為			主張整理	
	時刻	場所	行為内容	原告の主張	被告の主張
⑥	午後7時0分16秒～午後7時5分52秒	本件隔離室→本件保護室	<p>●入国警備官らが、原告を、本件隔離室から本件保護室へ、原告の右腕と左腕を押さえて身動きが取れないようにして連行した行為</p> <p>●入国警備官らが、本件保護室内において、原告を無理矢理床に座らせようとした行為</p> <p>●入国警備官らが、本件制圧行為①に際し、原告が「痛い」と繰り返し叫んだにもかかわらず、5人がかりで、原告の首、右腕、左腕、右足、左足をそれぞれ腕で抱えるなどして、バランスを崩させて床に引き倒した上で、両膝を原告の後頭部に載せて首が折れそうな状態にし、頭と首の後ろ、脇、腹、尻を押さえつけ、更に、首、腰、足を蹴るなどした行為</p>	<p>●本件保護室への連行について</p> <p>原告は、入国警備官が原告に対して金銭を支払う必要はないこと及び原告の行為の問題点について説明すれば、落ち着きを取り戻したのであり、同説明がないためにされた原告の行為が処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反するとはいえない。したがって、入国警備官が、原告の右腕と左腕を押さえて身動きが取れないようにしながら、本件隔離室から本件保護室に連行した行為は、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要な措置ということではできず、違法である。</p> <p>●原告を座らせようとした行為について</p> <p>原告は入国警備官に抵抗しておらず、把持された両腕を振りほどこうともしていないから、原告の行為が処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反するものとはいえないし、入国警備官は、まずは原告に対して、金銭を払わなくてよいことを説明して原告を落ち着かせることを優先するべきであり、原告を無理やり座らせても原告はさらにおびえて興奮することになるため、入国警備官らが原告を座らせようとしたことは処遇規則17条の2に基づく合理的な行為ということではできず、違法である。</p> <p>●本件制圧行為①について</p> <p>原告は、入国警備官が原告に対して金銭を支払う必要はないこと及び原告が座らなければならない理由について説明すれば、「ヘンタイ」等と叫ぶことはなかったから、同説明がないためにされた原告の行為が処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反するとはいえない。入国警備官の本件制圧行為①の態様は、両ひざを原告の首又は後頭部に載せて押さえつけるもので不適切であり、また、入国警備官らは、本件制圧行為①に際し、原告の首、腰及び足を蹴った。このような入国警備官らの本件制圧行為①における行為は合理的に必要なとされる措置とはいえない。したがって、本件制圧行為①は違法である。</p>	<p>●本件保護室への連行について</p> <p>原告は、本件所持品検査時、興奮した様子で「アイム ノット ベイ エニー マニー」、「ヘンタイ」等と大声を出し続け、身体をのけぞらせ、両腕が把持されているのを振りほどこうとして抵抗を続け、その抵抗によって入国警備官が後ろに飛び退かされることもあり、結局検査は完遂できなかったものであるから、処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反した。したがって、入国警備官らが、このような原告を、沈静の目的で、両腕を押さえながら本件隔離室から本件保護室に連行した行為は、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要なと判断される限度内の措置であるから、違法とはいえない。</p> <p>●原告を座らせようとした行為について</p> <p>山根は、原告の興奮状態からすれば、原告を立たせたまま入国警備官が退室すれば、原告が入国警備官を追いかけて危害を加えたり、本件保護室から出ようとするおそれがあると考え、原告に対して座るよう指示したが、原告は、興奮した様子のまま大声で「ヘンタイ」等と連呼し、全身に力を込めて入国警備官によって把持された自身の腕を振りほどこうとして座らなかったのであるから、処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反した。したがって、入国警備官らが原告の足をかかえて座らせようとした行為は、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要なと判断される限度内の措置であるから、違法とはいえない。</p> <p>●本件制圧行為①について</p> <p>原告は、本件保護室へ移された後も、興奮した様子で「ヘンタイ」などと呼び続け、山根が落ちて座るよう指示してもこれに従わず、入国警備官によって把持された自身の腕を振りほどこうとしたり、入国警備官が原告の足を抱えて座らせようとしても抵抗したから、処遇規則7条1項3号、4号及び8号に違反した。そして、本件制圧行為①の態様は、原告の両腕、腰部及び両足を把持し、頭部を保護しながら、原告をうつぶせに組み伏せて制圧したというものであり、原告が主張するような蹴る行為はなく、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要なと判断される限度内の措置であるから、違法とはいえない。</p>
⑦	午後7時01分57秒～午後7時04分42秒	本件保護室	<p>入国警備官らが、5人がかりで、本件制圧行為①に際し、原告の首と四肢を押さえつけた上で、両腕を後ろに回して左腕に激痛を走らせ、後ろ手に手錠をはめた行為(本件戒具使用行為①)</p>	<p>原告は、終始、入国警備官に暴力をふるう様子を見せたことはなく、危害を加えようとしていない。本件制圧行為①の際は、入国警備官が原告にのしかかった痛みと重みで「痛い」「助けて」と叫んだり、痛みのあまり反射的に力が入ったが、これらは抵抗の趣旨でされたものではない。したがって、処遇規則19条1項2号の要件は満たされない。</p> <p>原告は、入国警備官らによる金銭の要求に応じなかったことから嫌がらせとして一連の行為がされているものと認識しており、入国警備官らが、原告が理解できる形で、原告に金銭の要求をしていないことを告げ、なぜ原告が連行されているのか理由を説明すれば原告は落ち着いたのであるから、手錠を使う以外に代替手段があった。</p> <p>入国警備官らは5人がかりで原告を押さえつけて後ろ手に手錠をするという方法を取っており、原告が力を入れれば頭部、腕、肩に傷害が発生する可能性が高い態様であったから、必要最小限の範囲を超えている。</p> <p>以上から、本件戒具使用行為①は、処遇規則19条1項の要件を満たさない違法なものである。</p>	<p>原告は、本件制圧行為①の際、山根の「落ちていて」「危ないからやめて」などの指示を全く聞き入れずに全身に力をこめ、床に手を付いて立ち上がろうとして抵抗していたから、原告の制圧を解いた場合には、原告が入国警備官に暴行を加えるおそれがあると認められ、処遇規則19条1項2号に該当する。そして、原告が上記指示を聞き入れずに抵抗を続けており、手錠を使用する以外に上記のおそれの現実化を防止する方法がなく、また、原告の抵抗及び体勢に鑑みると前手錠では暴行を制止することが困難であったから、本件戒具使用行為①は必要最小限度の範囲でされたものといえる。したがって、本件戒具使用行為①は、同項に基づく適法なものであり、違法ということではできない。</p>
⑧	午後7時00分34秒～午後7時05分46秒	本件保護室	<p>入国警備官らが、本件制圧行為①に際し、原告に鎮静剤を注射し、失神させた行為</p>	<p>入国警備官らは、原告に対して鎮静剤を注射しており、これにより原告は失神した。この行為は、刑法上の傷害罪(刑法204条)に当たり、違法である。</p>	<p>鎮静剤を注射した事実及び原告が失神した事実をいずれも否認する。</p>
⑨	午後9時18分20秒～午後9時30分08秒	本件保護室	<p>●入国警備官らが、原告が本件タグのシールをはがして本件定点カメラに貼ったことをきっかけに、本件保護室に入室し、原告が「アイ キヤント ベイ マネー」(私はお金を払えない)、「アイ ウォント ゴー トゥー ホスピタル」(私は病院に行きたい)と何度も言っているにもかかわらず、原告の両腕を把持して部屋の隅に後退させた行為</p> <p>●入国警備官らが、本件制圧行為②に際し、説明なく突然原告の首を両手で絞め上げてバランスを崩させて床に引き倒した上で、頭部、右腕、左腕及び両足をそれぞれ腕で抱えて床に押さえつけ、首を持った入国警備官が両膝を原告の後頭部に載せて首が折れそうな状態にし、原告を暴行した行為</p>	<p>●原告の両腕を把持して部屋の隅に後退させた行為について</p> <p>原告は、シール状の本件タグをはがして約5分の短い時間本件定点カメラに貼り付けたに過ぎず、処遇規則7条1項5号にも同項8号にも違反していない。また、原告は、病院に連れて行って欲しいと述べていたのであるから、入国警備官は、病院に行きたい理由や本件カメラに本件タグを貼ってはいけない理由を説明すれば足りたのであり、入国警備官らが原告の両腕を把持して部屋の隅に後退させた行為は、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要なと判断される限度内の措置ということではできず、違法である。</p> <p>●本件制圧行為②について</p> <p>原告が「キルミー」等と述べ続けたのは、金銭の要求を拒んだ原告に対して入国警備官らが嫌がらせをしていると考えたからであり、処遇規則7条1項3号及び8号に違反したとはいえない。また、入国警備官らは、本件制圧行為②に際し、原告の後頭部及び首にひざを載せたり、原告を蹴ったのであり、本件制圧行為②は、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要なと判断される限度内の措置ということではできず、違法である。</p>	<p>●原告の両腕を把持して部屋の隅に後退させた行為について</p> <p>原告は、毛布のタグ(本件タグ)を引きちぎって監視カメラに貼り付けレンズの半分以上が室内を写せない状態にしたから、処遇規則7条1項5号及び8号に違反した。そして、入国警備官らが本件タグを外すために保護室に入ろうとすると、原告は、本件保護室内の扉の近くに立ち、入国警備官が原告に対して扉から離れるよう申し向けても従わなかった。したがって、このような原告に対し、本件タグを取り外して処遇規則7条1項5号及び8号に違反する状態を解消するため、入国警備官らが、原告の両腕を把持して部屋の隅に後退させた行為は、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要なと判断される限度内の措置であるから、違法とはいえない。</p> <p>●本件制圧行為②について</p> <p>入国警備官が本件タグを外した後も、原告は、入国警備官に対して矢張り「ファッキン キルミー」などと発言し、入国警備官が把持する両腕に力を込めて動かそうとした。これらの原告の行為は処遇規則7条1項3号及び8号に違反する。そして、本件制圧行為②の態様は、原告の両腕、腰部及び両足を把持し、頭部を保護しながら、原告をうつぶせに組み伏せて制圧したというものであり、原告が主張するような蹴る行為はなく、処遇規則17条の2に基づく合理的に必要なと判断される限度内の措置であるから、違法とはいえない。</p>
⑩	午後9時28分10秒～午後9時30分08秒	本件保護室	<p>入国警備官らが、本件制圧行為②に際し、原告の両腕を後ろに回して左腕に激痛を走らせ、後ろ手に手錠をかけた行為(本件戒具使用行為②)</p>	<p>入国警備官らが原告から体調を聞き取り、金銭を支払わなくてよい旨説明すれば原告は落ち着いたので、手錠を使用する以外に原告による危害のおそれを防止する方法はあった。また、後ろ手による手錠の使用は、必要最小限度の範囲を超える態様である。したがって、本件戒具使用行為②は、処遇規則19条の要件を満たさない違法なものである。</p>	<p>本件制圧行為②に至るまでの原告の興奮状態や、本件制圧行為①からわずか2時間程度で再び同様の興奮状態に陥っている状況を踏まえると、原告の制圧を解いた場合には、原告が入国警備官に暴行を加えるおそれがあると認められることから、処遇規則19条1項2号に該当する。そして、原告が上記指示を聞き入れずに抵抗を続けており、手錠を使用する以外に上記のおそれの現実化を防止する方法がなく、また、原告の抵抗及び体勢に鑑みると前手錠では暴行を制止することが困難であったから、本件戒具使用行為②は必要最小限度の範囲でされたものといえる。したがって、本件戒具使用行為②は、同項に基づく適法なものであり、違法ということではできない。</p>
⑪	午後9時39分00秒～午後10時31分22秒	本件保護室	<p>入国警備官らが、原告に対して「薬使う時は呼んでください」とだけ告げて、病院に連れていくことなく放置した行為</p>	<p>原告は午後9時39分には胸の部分やさすって床に座り始め、呼吸が断続的に荒くなり、午後10時17分09秒頃には繰り返し咳をするようになり、午後10時23分30秒頃からは明らかに通常ではない引き付けるような呼吸をするなど喘息の発作が起き、午後10時28分23秒に入国警備官がドア越しに呼びかけても発作が止まらず返事ができない状態であった。また、原告は、入国警備官8名が手錠を外している間も常に咳が止まらず、入国警備官からの「薬飲みますか」という問いかけにすら一切答えられずに部屋の隅にうずくまっている状態であった。したがって、原告には異状が認められるから、入国警備官らは、処遇規則14条2項に基づき、救急搬送等の必要な措置を講じ、直ちに東京入管局長に報告する義務を負っていたが、これらの対応を取らずに原告を放置した。また、東京入管局長は、処遇規則30条1項により、報告書の記載を踏まえて原告を医師に診察させる等の措置を取るべきであったが、何の対応もしなかった。これらの入国警備官及び東京入管局長の行為は違法である。</p>	<p>原告に異状が生じていたこと及び入国警備官が放置していたことを争う。</p>

番号	行為			主張整理	
	時刻	場所	行為内容	原告の主張	被告の主張
⑫	午後10時 31分22秒 ～6月6日 午前9時10 分	本件保護室 →本件隔離 室	原告を5日間隔離した行為	本件隔離は、その必要性がないにもかかわらず、5日間もの長期間にわたり続けられたものであり、処遇規則18条に違反し、違法である。	隔離時に原告が大声を上げながら強く抵抗していたことや、その後、隔離継続の必要性がなくなったことをうかがわせる事情もないことから、原告を5日間隔離したことは違法ではない。